

○厚生労働省令第二百一十三号  
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項及び第一百六条の規定に基づき、  
確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年十二月二十八日  
確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第二百七十五号）の一部を次の表のよう改正す  
る。

改 正 後

（規約の承認の申請）

第三条

（略）

2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で  
定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 （略）

四 企業型年金を実施しようとする厚生年  
金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組  
合があるときは当該労働組合、当該第一  
号等厚生年金被保険者の過半数で組織す  
る。

（傍線部分は改正部分）

改 正 前

（規約の承認の申請）

第三条

（略）

2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で  
定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 （略）

四 企業型年金を実施しようとする厚生年  
金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組  
合があるときは当該労働組合、当該第一  
号等厚生年金被保険者の過半数で組織す  
る。

五・六 （略）

3・4 （略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条

法第六十二条第一項の規定によ  
る申出は、次に掲げる事項を記載した申出  
書を連合会に提出することによって行うも  
のとする。

一・四 （略）

五 法第六十二条第一項第一号に掲げる者  
にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ （略）

五・六 （略）

3・4 （略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条

法第六十二条第一項の規定によ  
る申出は、次に掲げる事項を記載した申出  
書を連合会に提出することによって行うも  
のとする。

一・四 （略）

五 法第六十二条第一項第一号に掲げる者  
にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ （略）

る労働組合がないときは過半数代表者と  
法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項  
第六号及び第二項、第六十一条並びに第  
七十二条を除き、以下「事業主」という。）

との協議の経緯を明らかにする書類

書類

る労働組合がないときは過半数代表者と  
法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項  
第六号及び第二項第二号、第六十一条並  
びに第七十二条を除き、以下「事業主」  
といふ。）との協議の経緯を明らかにする

書類

る労働組合がないときは過半数代表者と  
法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項  
第六号及び第二項第二号、第六十一条並  
びに第七十二条を除き、以下「事業主」  
といふ。）との協議の経緯を明らかにする

書類



(中小企業退職金共済契約等の被共済者の

届出等

条第二項第八号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となつた日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

（第二号加入者の届出）

格を取得していた場合を含む。)又は該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

4 第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

**第五十条** 削除

**第五十一条** 個人型年金加入者は、その資格を取得した後に障害基礎年金の支給を受けたときは、障害基礎年金の裁定に係る通知を

(1) 中小企業退職金共済契約等の被共済者  
特定退職金共済契約の被共済者  
退職手当共済契約の被共済職員  
外国保険被保険者等  
申出者が使用される厚生年金適用  
事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

**第四十三条** 個人年金加入者は、第三十九条第二項第二号ト(1)から(5)までに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となつた日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)  
(第二号加入者の届出)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別  
変更の届出) (略)

二・三 (略)

四 第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の障害基礎年金受給の届出等)

受けた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 障害基礎年金の年金証書の年金コード

前項の届出書には、障害基礎年金の年金証書の写しを添付しなければならない。

個人型年金加入者は、その資格を取得した後に国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所したときは、十四日以内に当該施設の長の証明書を連合会に提出する

ものとする。

**第五十二条** (略)  
2 前項の申出書(同項第二号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項第二号いからへまでに掲げる書類を添付しなければなら

(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛  
金の納付の方法等)  
らない。

附則  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

3 前項の届出書には 第三十九条第二項  
二号に掲げる書類を添付しなければならぬ。

**第五十二条** (略)  
**(個人型年金運用指図者の申出)**  
2 前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

卷之三

**第五十二条** (個人型年金運用指図者の申出)  
2 前項の申出書(同項第二号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（第三号加入者に係る個人型年金加入者由  
金の納付の方法等）

3 2  
(略)  
前項の届出書には、第三十九条第二項第一号に掲げる書類を添付しなければならぬ。  
い。

この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
**附則**